



## 皆様のご意見を募集します (パブリック・コメント)

【募集期間】 9月1日(水)～9月30日(木)

### (1) 第11次甲賀市交通安全計画(案)

市域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱で、交通安全対策の総合的かつ長期的な推進を図るための計画です。

提出先・問合せ 生活環境課 防犯交通対策係  
TEL69-2143 FAX63-4582 E koka10204000@city.koka.lg.jp

### (2) 第2次甲賀市環境基本計画【改訂版】(案)

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に向け策定した、第2次甲賀市環境基本計画の中間見直しを行うものです。

提出先・問合せ 生活環境課 環境政策係  
TEL69-2144 FAX63-4582 E koka10204000@city.koka.lg.jp

### (3) 甲賀市人権に関する総合計画【改訂版】(案)

平成29年7月に策定した「甲賀市人権に関する総合計画」について、社会情勢の変化に伴い、新型コロナウイルス感染症に起因する人権問題を中心に見直しを行うものです。

提出先・問合せ 人権推進課 人権政策係  
TEL69-2148 FAX63-4554 E koka10207000@city.koka.lg.jp



#### 共通事項

#### ●意見を提出できる方

個人および法人、その他団体

#### ●公表の方法

各担当課、土山・甲賀・甲南・信楽地域市民センターでの閲覧(平日8時30分～17時15分)、市ホームページ、あいコムこうかポータルシステムへの掲載

#### ●意見の提出方法

意見書(閲覧場所で取得可能)に記入し、各閲覧場所へ持参いただくか、郵送・FAX・メール・WEBフォームで提出してください。

#### ●郵送の場合の送付先

〒528-8502  
水口町水口6053番地  
担当課名を記載してください。

#### ●意見の取り扱い

提出いただいたご意見は、個人情報を除き、回答とあわせて市ホームページで公表します。なお、ご意見を提出された方への個別の回答はしません。

## 9月10日～9月16日は、自殺予防週間です ～守ろう大切ないのち～

### ●気づいてください。 ころとからだのサイン

#### 3つの“い”

1.眠れない① 2.食べられない① 3.疲れやすい①

あなたやあなたの周りで3つの「い」に当てはまる人はいませんか?もしかしたら、それはころとからだの「SOS」のサインで「うつ」かもしれません。特に「眠れない」という症状が2週間以上続く場合は放置せず、専門医の診察をお勧めします。

問合せ すこやか支援課 TEL69-2168 FAX63-4085

「うつ病」は、誰でもかかりうる病気です。中には自殺に追い込まれる深刻な状況に至る場合もあります。脳のホルモンバランスの変調によって起こる病気であり、「気持ちの持ちよう」「ころの弱さ」が起因するものではありません。うつ病は治せる病気です。「もしかして…」と思うようであれば、迷わず専門医を受診しましょう。

## マイナンバーカード の申請をサポートします

『マイナンバーカード』の窓口での申請サポートを以下のとおり行っています。

ご本人の顔写真をタブレットで撮影し、一人10分程度で手続きが完了します。(手続きは無料です)

【場所】 市民課または土山・甲賀・甲南・信楽地域市民センター

【必要書類】 (1)交付申請書(通知カードの下の部分または令和3年2月～3月に送付された二次元コード付きの申請書)

(2)上記がない場合は、本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カード、障がい者手帳など顔写真付きの本人確認書類1点。お持ちでない方は健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、マル福などから2点)をお持ちいただければ、その場で交付申請書を発行します。

問合せ 市民課 TEL69-2138 FAX65-6338

## 9月21日は 「アルツハイマーデー」 認知症啓発コーナー

9月をアルツハイマー月間として認知症啓発コーナーを設置します。

▶アルツハイマーについて掲載された啓発資料



【日時】 9月1日(水)～9月30日(木)

【場所】 すこやか支援課・市内各地域の図書館(休館日や利用時間は各図書館にご確認ください)

問合せ すこやか支援課  
地域包括支援室  
TEL69-2167 FAX63-4085

## 令和3年度 子育て応援・定住促進リフォーム事業補助制度(2次募集)

#### 補助の種類

- ・三世同居・近居定住促進リフォーム事業
- ・子育て応援・定住促進リフォーム事業(子育て世帯・福祉世帯・一般世帯)
- ・空き家・農地付き空き家活用リフォーム促進事業

【条件・対象・要件等】 詳しくは、市ホームページをご確認ください。

【申込期間】 9月10日(金)～11月30日(火)【先着順】  
※予算額に達した場合は、期間中でも受付を終了します。

※2次募集の受付は商工労政課でのみ行い、各地域市民センターでは受付しません。

【申込方法】 所定の申込用紙に必要事項を記入し、添付書類を添えて、ご提出ください。

問合せ・提出先 商工労政課 商工労政係 TEL69-2188 FAX63-4087